九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ナチス期におけるルネ・カピタンとカール・シュミット――謎めいた関係について

ボー, オリヴィエ
パリ第二大学

南野, 森
九州大学

https://hdl.handle.net/2324/14199

出版情報：日仏法学. 23, pp.1-24, 2005-01. 日仏法学会
バージョン：
権利関係：

《論　説》

ナチス期におけるルネ・カピタンとカール・シュミット

――謎めいた関係について――

オリヴィエ・ボー
南野　森（訳）

一　第三帝国下における二人の法学者のパラドクシカルな関係
二　議会制についての両者の見解

ルネ・カピタンについて東京でお話しするというのは、なんとすばらしいことでしょうか。カピタンは一九五七年から一九六〇年のあいだ、東京の日仏会館の館長職にありましたし、樋口陽一教授から伺ったところによると、東京には彼の友人が多くおられるとのことであります。カール・シュミットについては、一九二〇～三〇年代から日本では広く知られ、また読まれてきました。そして近年の状況を見ましても、彼がいまなお日本の人々の関心を引き続けているということがよくわかります。

ところが、この二人の人間、この二人の偉大な法学者の関係については、おそらくそれほどには知られていないのではないでしょうか。二人の偉大な法学者というこの言葉を私は意図的に用いています。『憲法理論（*Verfassungslehre*）』の著者であるシュミットが、二十世紀の傑出した法学者の一人であることはよく知られています。しかし、

カピタンについてはどうでしょうか。彼の政治へのアンガジュマンが、その憲法学上の業績や憲法学者としての才能を目立たなくさせたからです。しかし、フランスの議会制について、またドイツ公法について書かれたカピタン若かりし頃（一九二八―三八）の諸作品は、カピタンをして明らかに同世代のなかでもっとも将来性のある公法学者たらしめていた、その大きな才能を証明しています。

しかし、なぜカピタンとシュミットについて、しかもとりわけナチス期における彼らの関係についてお話ししようとしているのでしょうか。

第一の問いに対して答えることは容易です。少なくとも、しばしばカピタンが、シュミットの作品をすでにワイマール期から知っており、また分析していた、フランスに於ける稀な法学者の一人として取り上げられる、ということの限りにおいて。「ライヒ大統領の政治的役割」[1]についてのカピタンの論文は、一九三二年のドイツ大統領選挙のほんの少し前に発表されたものですが、そのなかで彼は、ワイマール憲法についての可能な解釈の一つに、「強い大統領」[2]というものがあることを強調しており、シュミットを「この憲法解釈を主張する理論家のなかでもっともブリリアントなもの」[3]として引用しています。しかしカピタンのシュミットへの称賛がもっとも明確になるのは、カピタンが次のように言うところです。すなわち、「シュミット氏は、他の誰よりも良く、憲法史についての実に正しい感覚を持って、ワイマール憲法の精神を明らかにすることができた。そして最近では、その解釈の試みにおいて自説を補強するため、バンジャマン・コンスタンの理論に直接依拠している」[4]と。

とはいえ、次のように主張する多くのシュミット研究者たちのように、カピタンをシュミットの信奉者もしくは弟子とするのは、間違い、あるいは行き過ぎというものです。彼らは、「ルネ・カピタンが『大統領中心の共和政（République présidentielle）』に好意的になっていったことには、シュミットの分析の一定の影響が存在し」[5]、またカピタンは「第五共和政の『精神的生みの親（*geistiger Vater*）』であった」[6]のだから、第五共和政憲法の第五条および

第十六条には、シュミットの思想の痕跡が認められると言うのです。[7] しかし、これは正確ではありません。たしかにカピタンはそのドイツの学兄の業績に対する真の称賛を吐露してはおりますが。実際のところ、この二人の関係は、ハンス・ケルゼンとシャルル・アイゼンマンとの関係とは全く異なるのです。その最大の証拠は、カピタンがただの一篇たりともシュミットの著作を翻訳しなかったということです。

しかしなぜ、ここでナチス期におけるカピタンとシュミットの関係を取り上げることが必要なのでしょうか。そしてなぜ、この関係はパラドクシカルあるいはミステリアスなものなのでしょうか。まず、私はこの関係を一種の後悔の念によって取り上げようとしています。『憲法理論』のフランス語訳の「前書き」のなかでもそう書いてしまったのですが、私は、カピタンがシュミットとのつき合いを、シュミットがナチズムに対して好意的なアンガジュマンをなした時期にやめたものだと信じておりました。[8] ところが、私は間違っていたのです。カピタンはまさに我々が想像するであろうことの正反対を行いました。すなわち彼は、シュミットが第三帝国の桂冠学者となったまさにそのときに、シュミットとコンタクトをとるようになり、そして一九三八年に至るまで彼との関係を維持していたのです。

この報告の第一の目的は、それゆえ、第三帝国のもとで、両者の関係が存在したのだということと、それと同時に、この二人の法学者が、しかしナチズムに対して徹底的に対立した態度をとったという限りにおいて、この関係がパラドクシカルな性格のものであったということを示すことにあります（一）。第二の目的は、もっと重要なことかも知れません。すなわち、たとえこの二人の法学者が共通点を有していたとはいえ、彼らは、その政治思想において、そしてとりわけ議院内閣制をどう捉えるかという点において、大きく異なっていたのだ、ということを示すことです（二）。

一　第三帝国下における二人の法学者のパラドクシカルな関係

A　関係の存在

二人の間に交わされた書簡によって、一九三三年十月にカピタンがシュミットを訪問したことが明らかになっています。同年十二月にベルリンで書かれ、シュミット文庫に保存されている次のような手紙がそれを証明しています。「十月にあなたをケルンに訪問しましたことは、私にとっての貴重な思い出です」。カピタンはこのように書いています。「そしてもう一度ベルリンへあなたをお訪ねするようにとご親切にお誘い下さったこともよく覚えております。あなたがどれほどお忙しいかということは十分想像しておりますから、もしお目にかかって下さるならば、たいそう幸甚に存じます」[9]と。十月から十二月にかけてシュミットは、ベルリン大学への赴任にあたり、ケルンを離れベルリンへ転居することになっていました。そして同時期に、カピタンは一年間の在外研究を行うため、家族全員を連れてベルリンへやってきていたのです。一九三三年、カピタンは、新しく興ったナチズム体制を研究するため、ロックフェラー財団の研究費を得て、翌年一年間を家族とともにベルリンで過ごします。それゆえ、この一年間に及ぶベルリン滞在の間、カピタンがシュミットに会う機会を持ったと想像することができますし、そもそも、シュミットの証言から、三二年から三六年にかけて、この二人が何度も会って議論を交わしたということが知られています[10]。

大学人の普通のやり方どおり、このような両者の知的交流は、書籍や論文、また礼状といったものを互いに送り合うという形を取っています。カピタンは「議会制の改革」についての小著（一九三四年）を、むしろアイロニカルな献辞を書き添えてシュミットに送っておりますが、それについてはまた後ほど申し上げます。同様に、「国家社会主義国家」についての最初の論文もシュミットに送っており、この中でカピタンは、シュミットがナチズム体制について書いた最初のものについて触れています。二人の間の少なくとも書簡を通じてのやりとりは、一九三八年まで続い

ており、この年にカピタンは、シュミットがホッブズのリヴァイアサンについての著書を送ってくれたことに謝辞を述べ、シュミットの「豊かさと鋭さ」に対する驚嘆を表明しています。[11]

カピタンがシュミットに敬服しながらも、しかしその信奉者になろうとはしなかったようであるのに対して、シュミットの方ではその一生涯を通じてカピタンに対する大変な尊敬の念を持ち続けました。この尊敬の念はオープンなもので、シュミットの論攷のなかにも現れています。たとえば、一九三六年の「ホッブズとデカルトにおけるメカニズムとしての国家」についての論攷のなかで、シュミットは、カピタンのホッブズ解釈に関連して、カピタンのことを *der ausgezeichnete französische Staatsrechtslehrer*、すなわち「傑出したフランスの国法学者」と書いています。[12] このようなシュミットのカピタン評価は、第二次大戦後の彼の書簡によっても確認されています。『政治的ロマン主義』のフランス語版翻訳者（Pierre Linn）に宛てた一九四八年一月十一日付けの手紙において、シュミットは次のように書いているのです。「何か必要な書籍がないかお尋ねをいただき、ありがとうございました。非常に欲しいものがあります。私はR・カピタンのあらゆる書物、冊子（一九三八年以降のもの）を探しております」[13]と。この手紙から、シュミットとカピタンの関係が一九三八年以降断絶していたこと、またシュミットがカピタンのアンガジュマンやレジスタンスへの参加を知らなかったということを推論することができるでしょう。

B　関係の謎

今日から振り返ってみるならば、カピタンの態度は、ショッキングとは言わないまでも、パラドクシカルなものに思われるかも知れません。そしてそれは、この時期（一九三三年から三八年）のカピタンとシュミットの活動を比べてみると、とりわけ驚くべきものであります。

まず、カピタンはナチズムに対する最初の、そして熾烈な反対者の一人であり、その著作のなかで、また反ファシ

ズム知識人監視委員会（Comité de vigilance des intellectuels antifascistes）におけるその活動のなかで、絶えずナチズムを告発していました。一九三三年から三八年の間、カピタンが長々と、かつ聡明にナチスの政治体制を研究し公表したドイツ研究の諸論攷については、かつて正当にも、同時期の議会制についての「フランス研究よりも優れたものであると言えるかもしれない」[14]と評されたことがありました。実際には、彼のアンガジュマンの二つの面――すなわち議会制の擁護とナチズムの批判――は、一枚のメダルの両面でありました。以下のような日付の近接には、驚かされるばかりです。ヒトラーは一九三三年一月三十日に権力の座に着きましたが、ちょうどその頃第三共和政は、重大な政治的かつ制度的な危機によって、一九三四年二月六日に大きな打撃を受けています[15]。カピタンはこの二つの出来事の合同性を意識していました。マルセル・ワリーヌによれば、カピタンの抱いた懸念は、「リベラル・デモクラシーの、とりわけフランス共和国の政治制度の先天的な脆弱さと、ヒトラー主義の恐るべき毒性との間に彼が見て取ったコントラストから生まれたもの」でありました。「それ以降、カピタンは、フランス人に警戒させるために知らしめることが重要な、国家社会主義の分析に取り組むと同時に、第三共和政のメカニズムを分析し、つとにその脆弱さの改善策を探求するようになる」[16]のです。

以上のようなことを見ますと、一九三三年六月にナチズム体制に参画しただけでなく、三六年に至るまでその諸論攷において、「長いナイフの夜」の政治的殺戮（レーム事件）のように法的に正当化しえないヒトラーの諸々の行為を正当化していたこのドイツ人法学者に、カピタンがドイツで会おうとしたという事実は、アプリオリには驚かざるをえないことであります[17]。まさにここに真の問題、謎があるわけです。言うなれば、このような両者の関係――たとえ親密なものではなかったにせよ、現実のものではあった関係――の存在が、若き日のカピタンの共和主義者のイメージ、つまりナチズムの断固たる反対者というイメージを再考させることに導きはしないか、という問題です。私がここで提示しようとしている仮説は、このような――シュミットのナチズムへの積極的関与と、二人の関係がまさに

ナチス期においてもっとも緊密なものであったという――二重の事情が想定させうることとは反対に、カピタンがナチス期に持ったシュミットとの関係を研究してみると、「共和主義法学者」カピタンの主張は否定されるどころか、確固たるものとされるしかない、と結論するに至るということであります。実際のところ、この二人の間に個人的かつ知的な関係があったとしても、彼らが類似しているとの主張は、その大部分が伝説に基づくものなのです。

たしかに、二人はコンタクトを取り、実際に会い、そして著書や論文を交換しました。しかし彼らの関係は、同じ学問分野を専攻し、またその学問分野（公法学）についての似通った捉え方を共有している、国を別にする二人の大学人の間にふつう存在しうるような関係以上に濃密なものであったというわけではありませんでした。私は別なところでこの関係が実益に基づいた打算的友情であったと書きました。[18] 二人は、自分たちを分け隔てている政治的立場の違いを意識し続けていました。ホッブズについての著作のなかでシュミットは、「カピタンは、自由民主主義者のフランス人として、今日開花している全体主義イデオロギーの明らかな敵対者である」と書いています。[19] カピタンの側でも、シュミットの思想の根本的にアンチ・リベラルな側面を意識していました。彼の議会制改革に関する著書に書かれた次のようなアイロニカルな献辞がそれを示しています。すなわち、「カール・シュミット氏へ、真摯な敬意とともに、そしてこの小著のとるリベラリズムにも関わらず、彼がいまなおそれを理解できるようにとの希望とともに」という献辞です。[20] この献呈の辞に二人の深い友情を見てとるというのはなかなか難しいことではないでしょうか。カピタンはここで、「いまなお」という言葉を用いて、自由主義の息吹を受けた業績を理解することを爾後不可能にしてしまうはずの、シュミットのナチズムへの加担をわざわざ強調しているのです。つまりカピタンは、彼をそのドイツにおける対話相手から隔てているイデオロギー上の溝について、ほとんどいかなる幻想をも抱いてはいなかったのだと言うこともできるでしょう。

二　議会制についての両者の見解

カピタンとシュミットの議会制に関する記述を比較するなら、そこから両者の思想の深い類似性を結論しようとしてしまうかも知れません。それほど両者の議会制批判は辛辣なものであります。しかしながら、（同時期の）テクスト、あるいはその一部分の字面の比較は、そこから両者の思想の一致（あるいは不一致）を結論するのには十分ではありません。さらに、そのテクストを書いた著者、そして彼らがそれを書いたコンテクストを知る必要があります。ここでは彼らの伝記的な側面については立ち入りませんが、二人の視角の違いを際だたせるのに不可欠な要素であるコンテクストを思い起こすことは無意味ではありません。この違いは、それが、この二人の公法学者それぞれの議会制の把捉に影響を及ぼしている、それぞれの国の歴史的過去にまさに起因しているのだ、という点において根本的なものであります。

一九〇一年共和主義者の家庭に生まれたフランス人、ルネ・カピタンは、第三共和政の信奉者であり、そもそも彼の世代の者がみなそうであったように、第三共和政を一九一八年の勝利および共和主義の伝統に結びつけて考えていました。第三共和政というのは、彼にとっては正統な体制であったのです。さらに、彼は後にレオン・ブルム内閣のメンバーとして協働するようになります。反対に、カール・シュミットという、ドイツ統一を成し遂げたビスマルクの第二帝国下に生まれそして育ったドイツ人法学者の目には、ワイマールの議会制は、ヴェルサイユ条約の締結により一九一八年の敗北を承諾した体制として映っていたのです。ワイマール体制は、ドイツ知識層の大部分によって――マックス・ウェーバーを筆頭に――根本的に非正統な体制であると考えられていました。かかる客観的な状況の違いは、主張された国により射程が異なる批判の意味というものを、大いに明らかにするのではないでしょうか。

ここでは、この二人の法学者の一致点以上に、彼らの議会制分析においては、実は相違点の方が優位を占めている

ということを示したいと思います。たしかに一見したところでは、両者の一致点の方が強い印象を与えます。[21] それほどまでに、彼らの作品の中にはこの時代のライトモティーフが見いだされるのです。すなわち、議会制民主主義の脆弱さに対する批判をコロラリーとして持つ、強い執行権の切望です。

A　両者の一致点――強い執行権の擁護

カピタンは第三共和政について、政府が脆弱であることを非難します。そしてフランスの制度に対するその批判を補強するために、彼はイギリスのウエストミンスターモデルに依拠し、議院内閣制が政府の優越性と両立しうることを示そうとします。そしてワイマール共和国を逆の例として、そのようにしてはならないことのモデルとして、つまり引き立て役としてとりあげます。

イギリスの議会制研究をふまえ、カピタンは議院内閣制を「責任を負う大臣による統治以外のなにものでもない」[22]と定義しています。つまり議院内閣制とは、まず政府、強制力のある政治的決定を行いうる権威、の存在を含意しているのです。議会制についての彼の一九三四年の小冊子は、さまざまな言い方で、このような真の政府を求めています。カピタンは、次のような警告の叫びから始めます。「フランスという国には政府が存在しない。フランスに政府を与えなければならない」[23]と。そして次のようなスローガン、当時にあってはほとんど挑発的と言ってもよいスローガンを続けます。フランスには「独裁者ほどに強力な首相」[24]が必要である、と言うのです。なぜならばこれこそが「体制の安泰」[35]にとって不可欠の条件だからである、と。カピタンは、議院内閣制における政府は、効率性という問題に対処するために、権力を集中させなければならないと考えています。実際、議院内閣制は「効率性を欠いている。それというのも、議会の活動を調整し、導き、指揮し、抑制しうる権威が欠けているから」[26]、と言うのです。ここでは、ウエストミンスターの議院内閣制が、かかる政治的プログラムの自由主義的な保証の役割を果たしており、また

バジョットが執行権と立法権の融合という考え方を保証する知識人の役割を果たしています。実際、イギリスの場合は「立法権が、執行権と同様に、ひとつの統治権となった」[27]ということを示しています。ここから、現代「議院内閣制の第一準則」が導かれます。すなわち、「強い政府、独裁者にも匹敵する強い首相、その手中に、またその意思のもとに特権と統治装置の全体を掌握する首相」[28]です。そしてイギリスの議院内閣制度の運用から得られる教訓は次の通りです。すなわち、「イギリスの統治のあり方は、権力が首相の手に集中しているということによって特徴づけられる。首相は統治し、立法する。与党に支えられて、その会期の立法計画を下院に示し、かつ押しつけるのが首相なのである」[29]と。

これに対して、ワイマールの議会制は、強い執行権の必要性を逆に示す完璧な反対例であります。カピタンは、一九三四年の時点で、その失敗は民主政のあらゆる信奉者にとっての教訓となるだろう、つまり、議会制の危機、政府の権威の欠如こそが、「ドイツにおけるヒトラー主義の到来を容易にしたのである」[30]と書いています。言いかえるならば、ワイマールの崩壊が我々に教えることは、議会制は、それが「麻痺によって活動停止状態」に陥ったとき、危機に瀕している、ということだと言うのです。「(議会による)コントロールや抵抗が濫用され、一国の政府を事実上消滅させてしまうときには、強力な反動が生じ、具体的な行動を求める大きな声がわき起こることは不可避である。そしてドイツがはまりこんでいった危機においては、かかる行動が特に差し迫って必要であった。(…)何でもいい、しかし何かせよ、このような初歩的なリアクションこそが、自由が権威に基礎づけられえないとき、人民を不可避的に独裁へと向かわせたのである」[31]と。このようにカピタンは、ワイマール共和国における政府の真の権威の欠如を非難するわけです。ドイツの事例は、議院内閣制は強い政府を必要とする、しからずんばそれはアナーキーへと堕してしまい独裁制を育んでしまうからだ、という考え方を逆から例証するのです。しかし、ワイマールを救うための最後の手段としてブリューニング内閣の主張を取り上げながら、カピタンは、実際にはワイマール体制末期のシュミット

によってなされた分析に大きく基づいた解釈を採用しています。なかでも彼は、シュミットの『憲法の擁護者』の分析に賛同しています。カピタンも、ライヒ大統領が「党派から独立していて自律的であること（*überparteilich* であること）」が必要である、と考えているのです。別な言葉によれば、「大統領の政策は、完全に独立したものでなければならない。この条件が満たされてこそ、大統領は国（nation）をその総体において代表するという、自らに与えられた使命を果たすようになるのである」[32]ということになります。さらにカピタンは、シュミットとケルゼンが対立した、憲法の危機において誰が憲法の擁護者たるべきか――大統領か裁判官か――という点をめぐる論争に関して、シュミットの立場に好意的であることを示唆してもいます[33]。また、このベルリンの法学者同様にカピタンも、反民主主義的な政党の禁止に反対ではなかったようです[34]。そして、シュミットがナチスの権力掌握を阻止しようとしたのは、ワイマール憲法を守るため、というよりはむしろ、「ドイツの憲法」、すなわち、むしろ独裁的な体制を救うためであったということを[35]、カピタンが理解していたようには思われません。

カピタンとシュミットの批判が一致するもう一つの点は、あえて時代的にずれた言い方をしますが、「政党支配体制（régime des partis）」というものに対する共通した反対に関連します。ここでの「ワイマールの議会制」という言い方は、実際には、たとえばケルゼンによって主張されたような「政党国家（l'État de partis）」を意味しています。そしてここでもまた、カピタンはワイマールドイツに、彼がフランスの体制に対して持った危機感を投影しています。彼は、フランスにおいて非常に組織化された団体として政党が徐々に設立されていく現状を危惧しており、このような現象のなかに、「フランスの政治構造の深刻な変容の脅威」を見てとっています。また、（労働者あるいは経営者の）組合の力が強大化しつつあること、さらに「財政的寡頭政治（oligarchie financière）」をも危惧しています。この財政的寡頭政治について、カピタンは、「おそらく左翼陣営はその及ぼす影響を誇張しているが、しかしその存在自体を否定することはできまい」と言っています。さらに、このようなフランスをじっと狙っている危険、またワ

イマール共和国の存在そのものに中毒を起こさしめたこの危険を指摘するために、シュミットの分析に依拠します。[36] よく知られている通り、シュミットはその憲法理論のなかで、議会制の凋落を、政党の過度の影響力から理論づけました。政党は、人民の代表者の自由な表現を制約し、議会制のよってたつ原理、すなわち討論の公開と自由な議論という原理を侵害するようになったとするのです。政党の組織が議員の代わりに選挙人の利害を代表するようになり、そして議会の委員会内部において秘密裏に討議を行う主体となったからです。このことの結果は、シュミットによれば、「議会はもはや政治的決定が行われる場所ではない。本質的な決定は議会の外で行われている」[37]ということでありました。

B　両者の差異――議会制に対する評価

しかし、強い執行権の必要性と政党の支配についての以上のような一致を超えて、二人の間には議会制の観念の仕方について重要な違いが存在します。そしてこれは、第一に方法論上の違いを理由とし、第二にイデオロギー上の違いを理由としています。

方法論の方から始めましょう。カピタンは、むしろ理論家的であったそのドイツ人同僚に比べて、より具体的でありました。彼は、「議院内閣制をそれ自体としてひとつの統治のメカニズム」[38]と考えました。「議会制の改革」について考察するとき、彼は、政治制度を改革し、良い方向に――安定性と実効性という方向に――動かすための二つの支点として、選挙制度と解散制度とを取り上げます。議会制についての一九三四年の小冊子では、カピタンは比例代表制度およびケルゼンの分析の基礎にある政党国家の論理を非難しています。[39] ウィーンの碩学に対して、カピタンはベルリンの友人でもあったFerdinand Hermensの解釈を取り上げるのです。それによると、ワイマールの崩壊とナチスの権力掌握は、ある一つの単純な政治的決定によって避けることができたであろう、というのです。その決定とは、

ナチス党（NSDAP）の決定的躍進を見た一九三〇年九月十四日の選挙以前に多数代表制を復活させる、というものです。カピタンは、「比例代表制を（フランスへ）導入することは本質的に体制のドイツ化を意味する」[40]と言っています。しかしカピタンは、典型的にフランス的な制度であり、またある種の危険な企てに対する貴重な防波堤でもある多数代表制が現に存在しているということを想起させ、このようなフランスの議院内閣制が「ドイツ風に」変転していくことの脅威を相対化します。「フランスが多数代表制に忠実であり続ける限り、かかる脅威が完全に現実のものとなることはないであろう」[41]と言うのです。

もう一方で、カピタンは解散権の制度化を強力に擁護します。これは彼にとっては両院をコントロールし、アナーキーへと転落させないようにする唯一の手段です。一九三六年に発表された論文において、まさにカピタンは「（フランスの議会制を）イギリス化するというプロジェクトは、論理的に、解散制度を復活させるということにその努力を集中させるべきである」[42]と書いています。イギリスの首相がその与党を統御することができるのは、この武器のおかげであり、フランスにおいては、もし解散権が復活させられていたならば、連立政権を強化していたであろうし、また戦後の二つの左翼政権はもっと持続していたであろう、とします。特に、解散権は二大政党制を持続的なものとすることを可能にするものであるところ、「たしかにフランスには二大ブロックが存在しはするものの、その存在は、純粋に選挙の場面だけに限定されている。選挙の翌日には、共同戦線は断ち切られ、選挙における多数派のリーダーは、解散の脅しという武器を奪われ、選挙における多数派を維持しそれを議会における多数派へと変えることができなくなってしまう」[43]のです。したがって、彼にとっては、必須の制度的解決策というのは、この解散権を共和国大統領から首相へと移転させることにあったのです。[44]

シュミットよりも実践的な精神の持ち主であったカピタンは、議会制を改革するために、それに固有な、憲法上すでに存在する手だてを利用しようとします。この点で彼のやり方は、一九五八年、議会制の合理化を主張したときの

ミシェル・ドブレに少し似ています。反対に、より理論家的なシュミットは、議会制を分析するために――つまるところ実際には議会制を批判するために――むしろ知性の産物に依拠します。このことは彼の民主政と議会制についての著書[45]のなかによく見て取ることができます。シュミットがこの論攷のなかで議会制の決定的ファクターとして優先的に扱うのは、「議会制の諸制度を支えるものとして作用しうるさまざまなイデオロギー」なのです。カピタン自身、このようなシュミットとの違いを感じ取っていました。カピタンは、シュミットが「議会制を構成する要素よりもむしろ、その中で議会制が展開する環境の要素[46]」を分析していると考えていたのです。このような両者の違いは、おそらく、彼らの議会制に対する根本的な態度の違いに起因するものでしょう。すなわち、フランス人法学者の真摯な賛同と、ドイツ人法学者の本能的な嫌悪です。

たしかにカピタンがワイマール共和国に対するシュミットのいくつかの批判を共有していたとはいえ、そのことは、カピタンが議会制そのものに対して敵対的であったということを意味するわけではありません。カピタンにとって問題であったのは、「議会制を捨て去ることではなく、それを刷新すること[47]」でありました。ドイツにおいて「多数派ではなく権威を」というスローガンを掲げた独裁制の支持者たちとは異なり、あるいはまたフランスにおけるアクシオン・フランセーズの支持者たちとも異なり、カピタンは、「フランスを救うためには、民主政を救わねばならないということを理解していた[48]」のです。フランスを救うためには議会制を改革するしかない、このことこそ、彼が一九三四年に書いた次のような印象的な表現の意味するところではないでしょうか。すなわち「議会制はこれまでに三度救われた。四度目に救われることがないようにしよう。自ら救うしかないのだから[49]」という表現です[50]。だからこそ、カピタンはドゥメルグ内閣がこの改革を成し遂げることを期待していたのです。彼は次のように付け加えます。「自由な諸制度の熱烈な支持者である我々にとって、しかし同時に、体制が陥っている危機の深刻さを見定めている我々にとって、また、まさしく辟易しており、必要な改善策をとらしめようと立ち上がる準備ができており、しかし我々

の憲法的伝統に忠実でもある国内の圧倒的多数の人々にとって、国民連合内閣（ユニオン・ナシオナル）こそが、体制の安泰のために我々が期待する改革を沈思黙考のうちに準備させうる、恵みの政治的休戦なのである[51]」と。

ところで、カピタンは議院内閣制における強い執行権という考えを擁護するだけで満足しているわけではありません。彼は対抗権力の必要性をも強調するのです。政府の優越性に対しては、議会に対する政府の実効的責任という観念が対応します。ある政府が存在するとして、これはしかしながら、コントロールされなければならない、というわけです。こうして、議会の反対権についてのカピタンの次のような印象的な賛辞が説明されます。すなわち、「共和政というものの美点はすべて、批判が自由であるということ、あらゆるドグマや命令に対して、それに従う前に自由な思考およびデカルト的な合理的疑いが抵抗をなさしめるということに存在する。それは権力が正義と真実に到達する前に乗り越えるべき、不可避の抵抗である。この抵抗を行うのは議会の役目であり、それを議会から奪うことは共和政を廃棄することである[52]」と。ゆえに、政府を倒す権利というものは議会の本質的な特権と考えられなければなりません。しかしながら、第三共和政の典型的な問題は、責任についてのメカニズムが無秩序に作動したことに由来する内閣の不安定さ[53]、という問題です。それゆえカピタンは、責任を問うという議会のこの特権を二重の矯正策によって限定することを望んだのです。一つが国民の代表を保証するものとしての選挙制度であり、もう一つが二つの権力のあいだに衝突が生じた場合に国民の仲裁を保証するものとしての解散制度であります。

こうして、カピタンとシュミットの議会制に関する主たる違いは、シュミットとは異なりカピタンが真摯に議会制にコミットしているという事実によるものだということが理解されるでしょう。シュミットの著作のなかのいかなる場所にも、カピタンの『議会制の改革』に見られる、この政治制度に対する次のような称賛を見いだすことはできません。

「議会制においてはすべてのものが互いに関係しあっている。その調和を尊重するならば、議会制は互いに関連しあった

諸制度の総体として現れ、そしてそれは、まるで西洋デモクラシーの表出によってゆっくりと作りあげられた単純機械であるかのように互いに支え合い、互いに矯正しあい、さらに力強いなかにも柔軟さを持つものとなる。(…) モンテスキューの体系のように競合する二つの機関に権力を分立するかわりに、それは権力を政府の手に集中する。それは権力間の絶え間ない衝突ではなく、政府に対するオープンな批判とコントロールを組織することによって自由を擁護する。それは権威と自由の綜合を実現するものであり、これこそがあらゆる憲法の至高の目的である。これが私が議会制に執着しつづける理由である。[54]」

ドイツ人の学兄であるシュミット、討論の政体として捉えられた議会制民主主義を批判するために丸一冊の書物(*Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*)を割いたシュミットとカピタンとの違いは深遠なものです。討論の政体とは、決断の使徒においては、一つの蔑称でありました。

結局のところ、このような違いは、議会制の根底にあるイデオロギーに由来するものでありました。若き日のカピタンの政治・憲法思想に遍在するものとして、フランスの政治思想における、また政治システムが機能するうえでの個人主義の重要性を強調するという点があります。個人主義という表現は、国家に対する個人のあらゆる隷属を拒否するという意味において自由主義的なイデオロギーであるところの「フランスの政治イデオロギー」を意味します。それは「フランス人の魂のなかに深く生き続けている[55]」フランス人権宣言のなかにもっともよく表現されています。カピタンは次のように要約します。「個人は対国家の関係で保護されなければならない。そして、政治制度を定めるあらゆる憲法の究極の目的は、やむをえない自由の犠牲をまず認めたうえで、右の理由により、人の本質的な自由を宣言し組織することである[56]」と。若き日のカピタンは、急進派(ラディコー)の学説、つまり、個人主義と共和主義とを結び合わせるこのようなフランスの政治イデオロギーを完璧に表現した哲学者アランの主張していた理論の影響を受けています。

カピタンは、このような個人主義の哲学が（フランスという）国家に浸透しているのだと、私には決定的に重要だと思われる箇所で述べています。すなわち「フランスは共和国である。それは言葉の形式的意味においてそうであるだけでなく、また王政を打倒したからそうであるだけでもなく、それはむしろ、フランスが個人主義を基礎としてその国家を建設したからこそそうなのである。共和政という言葉は、フランスの政治的伝統においては、形式よりもむしろ、国家のイデオロギーを示す実質的な内容を持っている」[57]と。そしてこの共和主義的内実というのが、当時においてはフランス憲法のなかには書き込まれてはいなかったけれども、しかしフランス憲法を導いていたところの、一七八九年人権宣言なのです。しかし、このように共和主義のドクトリンがたしかに議会制を保証するものであるとしても、それは同時に――そしてここにパラドックスがあるのですが――議会制がうまく機能することの障害物でもあります。というのは、それはおよそ政府というもののなかにある種の独裁制を認めるものであり、またあらゆる権威というもののなかに、権力濫用のおそれを認めるものであるからです。この部分は、共和主義のドクトリンがイギリス流の議院内閣制――すなわち権威と自由とを両立させうる体制――の実現を妨げるものである、という風に理解しておきましょう。

まさにこのリベラルなドクトリンこそが、有機的な、あるいは神秘的な哲学と引き替えにナチズムが捨て去ったものであります。そしてこの回路を経て、シュミットは、ワイマール期には対抗していたはずのこの体制や人々に惹かれるようになったのです。シュミットとカピタン、この二人を分け隔てているものは、ライン川だけではなく、シュミットを突き動かしている「リベラル・デモクラシーに対する憎悪」でもあるのです。諸個人の関係についての純粋に概念的で、あまりに人工的な見方に基礎を置いた、さらにまた、民族の統一性に対するとてつもない称賛に基礎を置いた憎悪です。この点については、カピタンの友人でもあったレオ・アモンが、シュミットの『憲法理論』を評して述べた次の言葉を思い起こせば十分でしょう。すなわちアモンは、「（シュミット）は、共同体についての実に強固

な感情、社会との霊的交わりによる一体化（communion）という好み、そして社会の優越性という意識を持っていた。（…）そこには一つの全体論（ホーリズム）が存在し、そこから同時に、彼のアウグスティヌス主義、根本的な悲観主義、奥深い反自由主義が生じている[58]」と言うのです。アモンは、このドイツ人法学者が、統一性（unité）および実質的均質性（homogénéité substantielle）という考えによって曇らされ、統一性に存する多様性を、またその限界を指し示すべき市民社会の存在を同時に認める必要性を見過ごしてしまったということを説明したうえで、シュミットの人民の統一性の捉え方を批判していました。アモンは次のように言います。「シュミットは、人民はそれ自体ではアクラマチオ以外の意思を持ちようがない、と言う。そしてこの見解にはある種の真理が含まれている。ここから直接民主政の限界、レファレンダム利用の限界が生じるのである。レファレンダムそのものには、アクラマチオ的なもの、プレビシット的なものがつきまとっており、それはレファレンダムを批判する者たちが言う通りである。しかしこのプレビシット的側面――アクラマチオであれ、アクラマチオの拒否であれ――が、レファレンダムの内容および射程のすべてという訳ではない。市民という資格を持った人々の、間接的で躊躇を含んだ参加の形式という側面がなくなるわけではないのである。（…）ここでもまた、いずれにせよ、多様性の諸権利が守られなければならないし、多様性のもたらしうる害悪を測定するためだけでなく、それを同一性および統一性に統合しようと努めるためにも、現実が研究されなければならない[59]」と。言いかえれば、カエサル流のデモクラシーは、大衆デモクラシーの問題に対する適切な回答ではない、ということです。そして明らかに、レオ・アモンおよびルネ・カピタンのリベラリズムこそが、彼らの思想とあのドイツ人法学者の思想との間に境界線を引くものなのです。

＊　＊　＊

カピタンがどのようにして、フランスの議会制の自己改革能力に対する信頼を徐々に失っていったかを説明し、ま

たどのようにして、ある種イデオロギー的に、まずタルデューに、その後ド・ゴールに賛同していったかを示すためには、もう一つ別の報告が必要でしょう。本日の私の報告を締めくくるにあたって、どれほどまで、ナチズムの悲劇が、シュミットの思想から自己を決別させている「世界観」の違いをカピタンに認識させたか、ということを強調したいと思います。これはヒトラーに付き従ったドイツの法学者たちの態度に対する非難を高らかに表明している、この時期の彼のいくつかの著作から言えることです。これらの著作のなかに、一九三四年十二月、「アルザス・フランセーズ」誌上に発表された一つの論説があり、そこで彼は次のようにヒトラーに協力した法学者たちを厳しく攻撃しています。「ヒトラーのおかげで強国となったドイツが、いったい、ヒトラーに対して何を許さないということがあろうか。法学者たちは、彼が法治国家を滅ぼしたことを許し、法と自由の新しい定義を考え出すことで面目を保てたと信じた（傍点ボー）。大学人は思惟の凋落を受け入れてしまったのである[60]」と。カピタンは、この集団的臆病さと、人々の盲目を非難するのですが、とりわけエリートのそれを非難し、特に法学者団を攻撃しています。カピタンはこの法学者たちのなかに、新たなソフィスト、「法と自由の新しい定義」を発明する能力を備えた新たなソフィストを見出していたのです。カピタンのこのような一般化された非難のなかに、第三帝国の桂冠学者のなかでもっとも秀でていたカール・シュミットの姿を見てとらないなどということがどうしてできるでしょうか。

［訳者後記］

本稿は、日仏法学会および東京大学公法研究会の共催により、二〇〇一年四月十日、東京大学法学部で行われた講演会の講演原稿を翻訳したものである。

講演者オリヴィエ・ボー（Olivier Beaud）は一九五八年、オート・サヴォワ県アヌシー市（Annecy, Haute-Savoie）の生まれ。一九八九年一月、博士論文 *État et souveraineté : Éléments pour une théorie de l'État* をパリ第二大学に提出し、学位を取得。一九九〇年には教授資格試験（アグレガシオン）に第一位で合格し、公法学教授となる。その後一九九

八年までリール第二大学教授を務め、同年九月、パリ第二大学教授となり現在に至る。ボーには、単著書として、右記博士論文をもとにした、*La puissance de l'État*, Paris, PUF, coll. *Léviathan*, 1994, 512p. のほか、*Les derniers jours de Weimar. Carl Schmitt face à l'avènement du nazisme*, Paris, Descartes & Cie, coll. *Droit*, 1997, 254p., *Le sang contaminé. Essai critique sur la criminalisation de la responsabilité des gouvernants*, Paris, PUF, coll. *Béhémoth*, 1999, 172p. の三冊があり、また（共）編著書（たとえば、O. Beaud et P. Wachsmann (dir.), *Science juridique française et science juridique allemande de 1870 à 1918*, Strasbourg, PU de Strasbourg, 1997）や共訳書（たとえば、Hans Kelsen, *Théorie générale des normes*, trad. fr. par O. Beaud et F. Malkani, Paris, PUF, coll. *Léviathan*, 1996）、そして論文・書評等、極めて多数の業績がある（さらに最近、ルネ・カピタンの初期の論攷を集め解説を付した次の二冊を刊行している。①ナチズム研究をまとめたものとして、René Capitant (Textes réunis et présentés par Olivier Beaud), *Face au nazisme : Écrits 1933-1938*, Strasbourg, PU de Strasbourg, 2004, 282p., ②博士論文を含む戦間期の論攷のうち①所収のものを除いたものとして、René Capitant (Textes réunis et présentés par Olivier Beaud), *Écrits d'entre-deux-guerres (1928-1940)*, Paris, Éditions Panthéon-Assas, 2004, 580p.）。ボーの諸業績に言及する邦語の文献は、村田尚紀教授や樋口陽一教授の論攷を嚆矢として近年多くなりつつあるが、とくにそれを中心に紹介・検討するものとして、山元一「最近のフランスにおける『憲法制定権力』論の復権――オリヴィエ・ボーの『国家権力論』を中心に」（法政理論二九巻三号、一九九七年）、同「現代フランス憲法学における立憲主義と民主主義」（憲法問題十三号、二〇〇二年）、小貫幸浩「O・ボー『憲法、立憲主義、権力分立――モンテスキューの場合』への読書ノート――憲法原理・法思想・概念史の接点、研究ノートその一」（高岡法学十三巻一＝二号、二〇〇二年）、小島慎司「主権を欠いた政治体について――オリヴィエ・ボーの連邦論を読む」（国家学会雑誌一一六巻十一＝十二号、二〇〇三年）などがある。

当日の講演は、あらかじめ訳者に送付されていた講演原稿にほぼ忠実に沿うかたちで行われた。本稿では、講演原稿本文をそのまま敬体で訳出したが、講演原稿にある脚注はやや不完全なものであったため、可能な限りの補遺・修正を施した。また、講演に頻出するカピタンの論攷からの引用を邦訳するにあたり、本稿では、高橋和之「『強い政府』の憲法思想――ルネ・カピタンの議院制論」（一九八一年、のち同『国民内閣制の理念と運用』（有斐閣、一九九四年）に収録）をとくに参考にさせていただいた。ただし本稿では、régime parlementaire、parlementarisme を、とくに区別することなく「議会制」もしくは「議院内閣制」と訳出している。「議会制」という言葉の多義性については、高橋和之「『国民内

閣制』の理念と運用」（一九九三年、のち同『国民内閣制の理念と運用』に収録）二三頁を参照。

なお、本講演と重なるテーマでボーが同時期に公表した仏語論文として、O. Beaud,《René Capitant, juriste républicain : Étude de sa relation paradoxale avec Carl Schmitt à l'époque du nazisme》, in *Mélanges Pierre Avril, La République*, Paris, Montchrestien, 2001, pp. 41-66 がある。また、今回初めて来日したボーは、本講演のほかに、立命館大学、早稲田大学において《Le problème de la responsabilité des gouvernants sous la Vème République, examiné du point de vue de la pratique et de la doctrine constitutionnelles》のタイトルで講演を行っている（通訳はそれぞれ村田教授、山元教授）が、そのうち、村田尚紀訳「第五共和制における執行権者の責任――憲法の運用および学説からの検討」が立命館法学二九一号（二〇〇四年）に掲載されている。あわせて参照されたい。

(1) 《Le rôle politique du président du Reich》, *Politique*, mars 1932, repris dans R. Capitant, *Écrits constitutionnels*, Paris, éd. CNRS, 1982, pp. 435-445.

(2) *Ibid.*, p. 436.

(3) *Loc.cit.* カピタンは、ここでシュミットの憲法の擁護者に関する著作（*Der Hüter der Verfassung*, Tübingen, 1931）を挙げている。

(4) *Loc. cit.*

(5) G. Le Brazidec, *René Capitant, Carl Schmitt : crise et réforme du parlementarisme*, Paris, L'Harmattan, 1998, p. 19.

(6) R. Schnur, *Der Staat*, 1984, p. 156. このような見解はシュミッティアンたちのなかで非常に広まっているもので、シュミット自身も Armin Mohler への私信（Lettre n° 206 du 6. VII. 1958）のなかでそのように述べていた。参照、A. Mohler (hrsg), *Carl Schmitt, Briefwechsel mit einer seiner Schüler*, Berlin, 1995, p. 251.

(7) P. Pasquino,《Carl Schmitt》, dans *Dictionnaire des œuvres politiques*, Paris, PUF, 1989, pp. 943-952.

(8) 《Carl Schmitt, un juriste engagé》, préface à Carl Schmitt, *Théorie de la Constitution*, trad. fr. de L. Deroche-Gurcel, Paris, PUF, coll. *Léviathan*, 1993, p. 10.

(9) シュミット宛一九三三年十二月二一日付私信。D. Séglard 氏のご厚意による。

(10) 一九六八年六月二四日付 Julien Freund 宛の私信において、シュミットは次のように書いている。「フランスの状況についての貴殿のご見解を、私は大変興味深く拝読し、ルネ・カピタンとの間に私が一九三二年から一九三六年の間に交わした会話を思い起こしています」と。Correspondance Schmitt/Freund, in *Schmittiana*, Band IV, Berlin, Duncker & Humblot, 1994, p. 77.

(11) シュミット宛一九三八年七月二八日付私信。デュッセルドルフ文書館のシュミット文庫に保存されている。G. Maschke の編集になるシュミ

ットの論稿 *Staat, Großraum, Nomos*, Berlin, Duncker & Humblot, 1995, p. 148 による。

(12) 《Der Staat als Mechanismus bei Hobbes und Descartes》, 1936, in *Staat, Großraum, Nomos*, p. 140 (trad. fr. *Temps Modernes*, nov. 1991, pp. 1-14). シュミットはカピタンに対するかかる評価を、リヴァイアサンについての著書の関注 (*Der Leviathan*, 1938, rééd., Stuttgart, Klett-Cotta, 1995, p. 112) においても繰り返している。

(13) *Glossarium, Aufzeichnungen der Jahre 1947-1951*, Berlin, Duncker & Humblot, 1991, p. 81.

(14) J.-P. Morellou, 《Le gaullisme de guerre de René Capitant》, *Revue d'histoire des facultés de droit et de la science juridique*, n° 16, 1995, p. 22.

(15) (訳者注)「議会ドイツでナチスムが政権をにぎった翌年、今世紀初頭以来第三共和制の主要な担い手であった急進社会党のなかに、政治的スキャンダル(スタヴィスキー事件)が発生したことをきっかけに、一九三四年二月、パリで極右団体の大デモンストレーションがおこなわれ、急進社会党を中心とする中道左派の内閣は総辞職し、中道右派の内閣にかわった。この事件は、かつてのドレフュス事件の際と同様に、『共和制の擁護』を中心とする左派勢力の連帯の結成をうながすことになる。かつての王党派に対する共和制の防衛にかわって、今度は、ファシスムに対する共和制の擁護が課題であった」(梶口陽一『比較憲法全訂第三版』一九六頁)。二月六日のデモでは、コンコルド広場において警官隊との衝突が起き、死者十五名を出した。

(16) M. Waline, 《Préface》 à R. Capitant, *Écrits constitutionnels*, p. 7.

(17) ナチス期のシュミットについては、近年フランス語での研究がいくつかある。まず、O. Jouanjan による、非常に批判的な、ナチス法全体の紹介の枠内におけるそれがある: 《La doctrine juridique allemande. "Rénovation du droit" et positivisme dans la doctrine du IIIe Reich》, in D. Gros (dir.), *Le droit antisémite de Vichy*, Paris, Seuil, pp. 463-496; 《Remarques sur les doctrines nationales-socialistes de l'État》, *Politix*, n° 32, 1995, p. 97 et s. および、総括的な研究である《Les fossoyeurs de Hegel. Rénovation allemande du droit et néo-hégélianisme sous le IIIe Reich》, *Droits*, n° 25, 1997, p. 121 et s.。より批判的でない見地にたち、シュミットの日和見性を指摘するものとして、D. Séglard による、《Présentation》 à C. Schmitt, *Les Trois types de la pensée juridique*, trad. fr., Paris, PUF, 1995 を参照。

(18) (訳者注) 訳者後記の末尾で紹介した、O. Beaud, 《René Capitant, juriste républicain...》, in *Mélanges Pierre Avril* のこと。

(19) 《Der Staat als Mechanismus ...》, pp. 140-141.

(20) この献辞は、G. Le Brazidec, *René Capitant...*, p. 303 に掲載されている。

(21) G. Le Brazidec, *René Capitant...* を参照。

(22) *La réforme du Parlementarisme*, Paris, Sirey, 1934, p. 10.

(23) *Ibid.*, p. 8.

(24) *Ibid.*, p. 11.

(25) *Ibid.*, p. 8.

(26) 《La crise et la réforme du Parlementarisme en France. Chronique constitutionnelle française (1931-1936)》, *Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart*, Bd. 23, 1936, pp. 1-71, at p. 13.

(27) *La réforme du Parlementarisme*, p. 11.

(28) *Ibid.*, pp. 11-12.

(29) *Ibid.*, p. 10.

(30) 《L'État national-socialiste》(III), *Bulletin mensuel jaune* (*Bulletin de l'Office d'informations allemandes*), mars 1935, Strasbourg, p. 65.

(31) *Ibid.*, p. 62.

(32) 《Le rôle politique ...》, in *Écrits constitutionnels*, p. 442.

(33) *Ibid.*, pp. 443-444.

(34) *Ibid.*, pp. 444-445.

(35) この点については、拙著 *Les derniers jours de Weimar*, Paris, Descartes & Cie, 1996の参照を乞う。

(36) 《La crise et la réforme...》, p. 30.

(37) *Théorie de la Constitution*, chapitre 24, p. 466.

(38) 《Régimes parlementaires》, in *Mélanges Carré de Malberg*, 1933, repris dans *Écrits constitutionnels*, pp. 237-253, at p. 253.

(39) カピタンは、「Ostrogorskiは、前世紀末に、デモクラシーに対して政党がもたらす危険を告発し、その対抗策を研究するために大著をものした。Hans Kelsen氏は、たしかに、近時仏訳された小著（*La démocratie*, Paris, 1933）において、この問題に疑念を抱いてさえいない。しかし我が国の制度に関するかぎり、『純粋法学』の創始者のアドバイスには余り耳を傾けない方がよいであろう」と書いている。*La réforme du Parlementarisme*, p. 26.

(40) 《La crise et la réforme...》, p. 31.

(41) *Ibid.*, p. 30.

(42) *Ibid.*, p. 31.

(43) *Ibid.*, p. 29.

(44) *La réforme du Parlementarisme*, p. 28.

(45) *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, 1923 ; trad. fr. *Parlementarisme et démocratie*, Paris, Seuil, 1988.

(46) 《Régimes parlementaires》, in *Écrits constitutionnels*, p. 253.

(47) G. CONAC, 《L'apport de René Capitant au droit constitutionnel et à la science politique》, in Association Henri Capitant, *Apports de René Capitant à la Science juridique*, Paris, Litec, 1992, pp. 53-86, at p. 61.

(48) Ch. FUNCK-BRENTANO, *René Capitant*, Strasbourg, Journal du Rhin, 1947, p. 6.

(49) *La réforme du Parlementarisme*, p. 9.

(50) (訳者注) カピタンは『議会制の改革』を、「フランスは、一九一七年以降、ほとんど三つの政府しか有してこなかった。しかもそれぞれの間には長い空白期間がある」と書き起こしている。危機的状況ののちに、実効性・指導力を伴った強い政府がかろうじて登場することにより、なんとか議会制は救われたというカピタンの理解によれば、その三つの政府とは、戦争長期化のなかでの軍隊および政界における混乱による「一九一七年危機」を、いわば強権体制で乗り切ったクレマンソー内閣（第二次）、そして一九二五年以降とくに深刻化する財政危機による左翼カルテル政権の瓦解を受けて成立し、のちに奇跡とも称される財政赤字解消に成功したポワンカレ内閣（第四次、第五次）、さらに、ボー教授も講演本文で触れている「二月六日事件」を機に急進社会党政権の流れが消失したのを受けて成立したドゥメルグ内閣（第二次）である。同内閣は、カピタンが『議会制の改革』のなかでその大要を支持する、強い執行権を目指した制度改革案を提示する（一九三四年十月）が、皮肉なことに、まさにその改革案に対する強い非難のために――『議会制の改革』の著者の期待に反して――九ヶ月で崩壊してしまう。

(51) *La réforme du Parlementarisme*, p. 8.

(52) *Ibid.*, p. 13.

(53) 「フランスは恒常的な内閣の危機のうちに生きてきた」(*Ibid.*, p. 7)。

(54) *Ibid.*, pp. 18-19.

(55) 《La crise et la réforme...》, p. 13.

(56) *Ibid.*, p. 14.

(57) *Ibid.*, p. 15.

(58) Lettre du 7 septembre 1993 à O. Beaud, reproduit comme 《Une lettre sur la *Théorie de la Constitution* de Carl Schmitt》 in *Droits*, n° 19, 1994, pp. 153-159, at pp. 154-155.

(59) *Ibid.*, p. 158.

(60) 《Force et faiblesse de l'hitlérisme》, *L'Alsace française*, 23 XII 1934, p. 915.

（オリヴィエ・ボー＝パリ第二大学教授）
（南野　森＝九州大学助教授）